

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

### 1 調査の背景

東日本大震災（平成23年3月）では、甚大な人的・物的被害が発生しました。これらの多くは、津波を主因とするものと考えられますが、震源から遠く離れた地域においても長周期地震動による超高層ビルの被害のほか、建築物の天井の落下による被害なども多数報告されています。

過去の災害を見ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、全半壊した建築物は約25万棟にもおよび、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、新潟県中越地震（平成16年10月）では、一部市町村の庁舎が被災により使用不能となる事態が発生しました。さらに、海外の事例を含めると、中国四川省の大震災（平成20年5月）では、多くの学校施設の倒壊により多数の犠牲者が発生しました。

地方公共団体が所有又は管理する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められます。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設（校舎・体育館）などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

消防庁では、こうした背景の下、平成13年度に設置した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」により、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、その後も調査を実施してきたところですが、平成23年度末時点の調査結果が取りまとめられましたので報告します。

### 2 調査結果

本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」と判断できるものは、次のとおりです。

- ①昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ②耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③耐震改修整備を実施した建築物

なお、昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された建築物は、震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととされています。

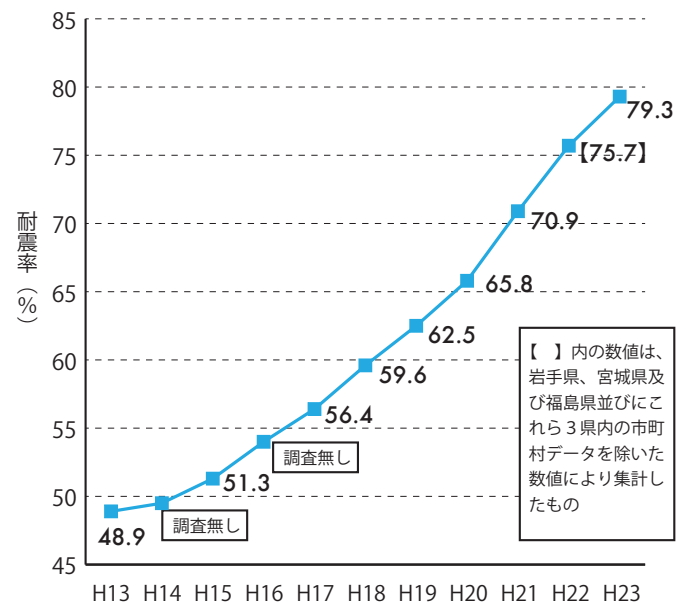
調査の結果、平成23年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率及び耐震率の高い都道府県などは、以下のとおりです。

#### (1) 平成23年度末耐震率：79.3%

平成23年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は19万1,042棟で、このうち15万1,506棟の耐震性が確保されており、耐震率は79.3%となります。なお、前回調査（平成22年度末：75.7%（被災3県除く。））と比較すると、3.6ポイント上昇しました。

また、調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



## (2) 耐震率の高い、上位3都道府県

- 1 東京都 (93.8%)
- 2 静岡県 (92.6%)
- 3 愛知県 (91.7%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

## (3) 耐震率の高い、上位3施設

- 1 文教施設 (83.7%)
- 2 消防本部、消防署所 (78.8%)
- 3 診療施設 (77.4%)

なお、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

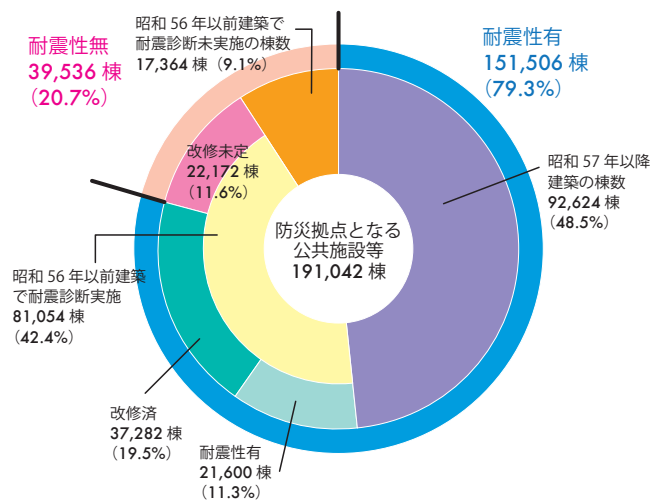
	全棟数		改修の必要がない棟数 (耐震性有)	改修済み	平成23年度 耐震済の 棟数	平成 23年度 耐震率
	A	B				
1. 社会福祉施設	22,697	12,234	3,388	1,427	17,049	75.1%
2. 文教施設 (校舎、体育館)	113,201	48,037	14,094	32,644	94,775	83.7%
3. 庁舎	9,007	4,190	912	934	6,036	67.0%
4. 県民会館・ 公民館等	16,509	9,750	1,157	569	11,476	69.5%
5. 体育館	4,636	2,730	243	245	3,218	69.4%
6. 診療施設	3,003	1,978	239	106	2,323	77.4%
7. 警察本部、 警察署等	5,239	3,270	366	354	3,990	76.2%
8. 消防本部、 消防署所	6,415	3,988	635	432	5,055	78.8%
9. その他	10,335	6,447	566	571	7,584	73.4%
合計	191,042	92,624	21,600	37,282	151,506	79.3%

## (4) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている建築物は、以下の①、②、③の合計15万1,506棟になります。

- ①昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万2,624棟
- ②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万1,600棟
- ③耐震改修整備を実施した建築物…3万7,282棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



## 3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る現行の地方財政措置

調査結果から、耐震診断及びその結果に基づく耐震措置が着実に進んでおり、結果として防災拠点となる公共施設の耐震化が進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断、耐震改修の推進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、従前から公共施設等耐震化事業（事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入）を実施しており、このうち、地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）庁舎や避難所については、交付税算入率を2/3に引き上げています。また、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに設けられた緊急防災・減災事業（単独）では、耐震化を一層推進するため、地方財政措置について事業費の100%を起債対象とし、その元利償還金の70%を交付税算入しています。これらの措置等により、今後とも地方公共団体の取組みを支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成24年11月）リンク先

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係 日野、長崎  
TEL: 03-5253-7525